

取扱区分：「公開」

令和5年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年6月12日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和5年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年6月12日(月) 午前10時01分 ~ 午前10時40分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第15番 松 田 孝 行

(3) 事務局職員 3人

局 長 中 山 浩 毅

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長補佐 菅 田 浩 司

産業振興部農林課 農政担当 山 近 麗 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第26号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第27号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第28号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
議案第29号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	11件
議案第30号	令和4年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第31号	令和4年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について	1件
議案第32号	周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第33号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第34号	令和4年度周南市農業委員会事業報告の承認について	1件

第3 報告事項

報告第30号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	13件
報告第31号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第32号	農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について	3件
報告第33号	農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について	1件
報告第34号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	9件
報告第35号	農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第36号	農地改良の届出について	3件
報告第37号	非農地判断の結果について	230件
報告第38号	不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について	1件
報告第39号	現況が農地でないことの証明等について	7件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第15番・松田孝行委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表等を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第6回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第4番・佐伯伴章委員、第11番・原田雅之委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページの議案第26号は、1 議案 3 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑 2 筆の面積が1,412平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地の近くにある農地です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人が相続により取得した農地ですが、農業に従事しておらず管理ができないため譲り渡すものです。

譲受人は、当該地域では場を集約しサトイモ、ニンジン、キャベツ等の野菜を栽培するため、農地を取得するものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

第 5 番白石委員

5 番の白石でございます。

去る 5 月 26 日に譲渡人、並びに譲受人同席の元、現地確認にて調査項目に従い調査をいたしましたので、ご報告をいたします。

譲受人は約10年前に農業を目指し当地区へ移住し、現在では畑作の認定農業者となっております。

なお、譲渡人は非農家であり管理できないため、手放すということでもございました。

また、譲受人は現況地目が畑でもあり、所有権移転後には露地野菜を栽培し、規模拡大を図るということでもございます。

なお、当地区の夢プランの役員も兼ねており、調査項目内容等につきましても満足できるものであり、何ら問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第26号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が3,505平方メートルで、申請譲受人が耕作する農地の近隣の農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠隔地に居住しており、後継者もおらず、耕作や管理をお願いしている親族も高齢となり耕作が困難となったため譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

権利移動の時期につきましては、210番の2は許可後速やかに、260番の1は現在水稻の耕作中のため、稲刈り後となっています。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員

第4番佐伯委員

4番の佐伯です。

3条の許可申請2番について調査報告します。

5月23日に事務局職員と推進委員さんと現地確認をしました。

260番の1については稲作されており、210番の2については草刈り等されて農地として維持管理はされている様でした。

鶴飛来のため荒廃地にしないように維持されております。

譲渡人とは電話での確認でしたが、高齢のため耕作を続けるのは困難ということで譲り渡したいとのことでした。

譲受人とも電話確認になりましたが、現在稲作もされており、隣接農地でもあり、譲り受けたいとのことでした。

210番の2の農地については草刈り等の維持管理を継続することによって、状況を見て稲作にするかもしれないということでした。

問題ないと思われますので、許可しても良いと思います。

審議をお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第26号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

本件は、農地中間管理機構である公益財団法人やまぐち農林振興公社が実施する農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業により、認定就農者へ農地の所有権移転を行うものです。

所在、地目は記載のとおりで、畑2筆の面積が16,743平方メートルの果樹園です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人はやまぐち農林振興公社です。

譲受人は、本年3月に認定就農者の認定を受け、果樹園の経営を承継するため農地を譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

第6番高橋委員

6番の高橋です。

3番について補足説明をします。

4月17日に関係者が集まりあっせん会議を行い、その場にてそれぞれの意思確認、現地確認をいたしました。

前農園経営者はナシ、ブドウの観光農園を経営していましたが、体調不良により、農園経営ができなくなったため、譲受人が農地売買等事業を実施して、農園を譲り受けることになりました。

譲受人はこの度新規就農されましたが、他の農園にて働いていたため、ナシ、ブドウの栽培のノウハウもあり、この冬より現地の農

園の剪定作業等も手伝っており、今も順調に作業されておりました。

また、奥さん、両親も一緒に作業されており、問題なく農園経営をしていけるように思います。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第26号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第26号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第26号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第27号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

2ページの議案第27号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

本件は、既に、駐車場として転用された農地について、無断転用の追認をするか否かの事案となります。

申請地は、周南市久米支所から北東約710メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本件は、令和4年10月の総会の議案第41号番号3番で、所有者の子の夫婦の家を新築するために、農地の転用を許可した2714番の11及び2714番の14に関連し、今回の報告第36号番号1番の農地改良の届出に関連するものです。

本件の無断転用と無届の農地改良については、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとの顛末書が添付されています。

まず、原状回復を求めるかについてですが、この農地の形状及び農地面積から農地として耕作し、維持し続けることは難しいと考えられることから、原状回復を求めることは慎重に検討する必要があると考えます。

転用目的は、申請人が経営している会社の従業員用の駐車場です。

土地の「代替性」についてですが、従業員用の駐車場として活用できる適当な土地を、他には所有していないとのことでした。

申請人は、令和4年10月総会で転用の許可をした土地の工事と同時期に誤って無断転用をしてしまったものです。

許可をする基準としての立地基準、一般基準の要件を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

去る5月29日に農地利用最適化推進委員及び事務局と共に現地を確認の上、その日に申請人に電話にて確認を行いました。

申請地は、砂利が敷かれ駐車場の状態でした。

土地利用計画図の示すように、申請人が経営する会社の社屋と分家住宅に挟まれた土地で、形状、面積からみても農地への原状回復を求めることには妥当性がないと考えられます。

また、申請人は、許可及び届出なしで造成したことに深く反省の意を示されていました。

事後になりましたが、立地基準に照らして転用に問題はなく、ま

た、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今の議案第27号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第27号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第27号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

神本次長補佐

3ページの議案第28号は、1議案1件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は隣接する雑種地に自己用住宅を新築することから、農地を転用し来客用も兼ねた駐車場に転用しようとするものです。

自己住宅用敷地と合わせた全体面積は437平方メートルとなります。

譲渡人は、耕作予定もなく、管理が難しくなったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市八代支所から北へ約320メートルに位置し、所在、

神本次長補佐

地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は市役所の支所からおおむね300m以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

佐伯委員

第4番佐伯委員

4番の佐伯です。

5条の許可申請について調査報告します。

5月23日に事務局職員と推進委員さんとで現地確認を行いました。

農地は年に数回草刈り等はされている様な状況に見られました。

譲渡人には県外在住のため電話にて確認し、長い間休耕地として管理していましたが困難となり、今回譲り受けたいとの申し出があり譲ることにしたとのことです。

譲受人とも電話となりましたが、隣接地に住宅建設するため駐車場として利用したいとのことで、譲ってもらうこととなったようです。

周辺などに問題は認められないようですので許可しても良いと思われまます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第28号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第28号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第28号、番号1番は、許可と決定いたします。

次の議題に入る前に、農林課職員の着席をお願いします。

(農林課職員2名 着席)

次の議案第29号につきましては、第8番・歳光時正委員及び第13番・藤井孝委員が一部当事者になります。

議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、歳光委員及び藤井委員は議事に参加することができませんので、退席をお願いします。

(委員2名退席)

それでは、議案第29号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

4ページから6ページまでの議案第29号は、改正前の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長（山下会長）

それでは、菅田課長補佐よろしくをお願いします。

菅田課長補佐

農林課課長補佐の菅田です。

それでは議案第29号の補足説明をさせていただきます。

本日は4月末までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区が1件、新南陽地区が1件、熊毛地区が5件、鹿野地区が4件の計11件、17筆となります。

なお、この度は農地中間管理機構への貸付けはございません。説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第29号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第29号について採決を行います。

原案どおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第29号は、原案どおり決定する旨、市長に通知いたします。

歳光委員及び藤井委員は、ご着席ください。

(委員2名着席)

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第30号「令和4年度推進委員等の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」、を議題といたします。

議長（山下会長）

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの議案第30号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様が自ら点検・評価し、本年4月末までに提出していただいた議案第30号別紙の「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、総会で点検・評価をし、その結果を各推進委員等に通知しようとするものです。

別紙のそれぞれのシートの一番下の表の「総会で出された意見」の欄に案として記載しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第30号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第30号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第31号「令和4年度農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価等について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

7ページの議案第31号について、ご説明いたします。

本件は、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会による最適化活動の推進等について」の規定により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価をすることについて、議案第31号別紙の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」により点検・評価をしています。

それぞれの項目の「点検結果の欄」に、案として記載しています。

また、農業委員会等に関する法律第37条の規定によりインターネット等で公表し、山口県、周南市その他の関係機関に通知をしようとするものです。

説明は以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第31号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」や数値の修正のような簡易な修正については、会長にご一任を頂きたいと思えます。

このことを踏まえ、議案第31号について、採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第32号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第33号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの議案第32号及び議案第33号の規程の改正の主なものについて、一括してご説明いたします。

これらの改正は、農地等に係る贈与税と相続税の納税猶予については、申請者が既に議決を経て適格者であるとされているときに、引き続き贈与税と相続税の納税猶予の適用を受けようとする証明については会長の専決事項とするために、また、贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予については、最初に適格者であることを証明する場合は議決事項に、既に議決を経て適格者であるとされているときに、引き続き不動産取得税の徴収猶予の適用を受けようとする証明については会長の専決事項とすることが、実情にかない適当と考えますことから、関係規定を改正するものです。

まず、議案第32号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第32号別紙の参考として添付しております周南市農業委員会会長専決規程新旧対照表をご覧ください。

1ページですが、第2条に第17号及び第18号を加え、贈与税及び相続税の納税猶予、並びに不動産取得税の徴収猶予の適用を引き続き受ける場合の証明については会長の専決事項とすることを定めています。

次に議案第33号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ご説明します。

議案第33号別紙の参考として添付しております周南市農業委員会事務局規程新旧対照表をご覧ください。

1ページですが、第4条第1項第1号のサに（イ）及び（オ）を加え、引き続き贈与税と相続税の納税猶予の適格者であるとする証明に関する事務を規定しました。

次に2ページですが、同号にシを加え、贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予について、最初に適格者であるこ

とを証明する事務と既に議決を経て適格者であるとされているときに、引き続き不動産取得税の徴収猶予の適格者であることを証明する事務を加えました。

また、3ページでは、第5条第1項第10号を改正し、「定例の証明」をより具体的に規定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

議案第32号及び議案第33号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号及び議案第33号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第34号、「令和4年度周南市農業委員会事業報告の承認について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

議案第34号について、ご説明いたします。

4ページの議案第34号は、別紙のとおり、令和4年度周南市農業委員会事業報告書としてまとめましたので、本事業報告を承認することにつきまして、ご審議を求めるものです。

本編は5ページから始まりますが、5ページから7ページには、「1組織運営」として、総会、協議会及び幹事会等の開催状況を記載しました。

7ページには、「2農業委員・農地利用最適化推進委員」及び「3事務局体制」を記載しました。

8ページから30ページには「4活動実績」で、(1)農地等の利用の最適

化を推進する活動、(2)農地法等関係活動、(3)組織活動、(4)研修活動、(5)情報提供活動、(6)日常活動、(7)その他の活動の7つの活動に区分して実績を記載しました。

31 ページから 32 ページには、「5 まとめ」を記載しています。

33 ページから 34 ページは「6 年間活動実績表」で、月別、日別の行事等の活動実績を表としてまとめています。

以上が本編で、36 ページ以降が「資料編」になります。

37 ページから 40 ページが「1 総会の議事」で、議案及び報告の月別の個別件数を表にまとめています。

41 ページから 48 ページが「2 農地法等に基づく処理状況等」で、許可処分、届出の受理、証明書の交付等の処理状況を月別に区分して表にまとめています。

49 ページ、50 ページが「3 用途別転用の状況」で、農地法第4条・第5条、許可・届出等に分け、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

51 ページ、52 ページが「4 常設審議委員会の意見聴取」で、農地法第4条・第5条に分け、月別の意見聴取の状況、用途別・施設概要別の転用の状況を表にまとめています。

53 ページから 56 ページが「5 農業委員・農地利用最適化推進委員の活動状況」です。

本編、資料編を合わせて全体で「事業報告」としています。

以上です。

議長（山下会長）

ただ今の議案第34号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

なお、意味の変わらない、「てにをは」のような簡易な修正及び件数・面積等の数字の修正については、会長にご一任を頂きたいと思っております。

このことを踏まえ、議案第34号について、採決を行います。
承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第34号は、承認することに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第30号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページから14ページまでの報告第30号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は13件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第31号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号「農地法第4条第1項第8号及び農地法施行規則第29条の規定による農地の転用の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第32号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は農地法施行規則第29条第1号に規定された農業用施設への転用の3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページの報告第33号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

議長（山下会長）

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

18ページから21ページの報告第34号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届けて、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、9件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号「農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

22ページの報告第35号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、1件です。

農地法施行規則第53条第5号に規定された周南市が行う道路工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第35号を終わります。

続きまして、報告第36号「農地改良の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

23ページの報告第36号は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地改良を行う場合において、事前に農業委員会に届け出ることとされているもので、今回の3件は事後の届出となりましたので、それぞれ顛末書が添付されています。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号「非農地判断の結果について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

24ページから35ページの報告第37号は、利用状況調査実施後に非農地判断が必要な対象地を抽出し、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により対象地が農地に該当するか否かの判断をいたしましたので、周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果を報告するもので、今回は230件です。

判断の結果、農地に該当が48筆、43,938平方メートル、非農地に

該当が182筆、148,153.91平方メートルであると決定しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号「不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

36ページの報告第38号は、地方税法附則第12条第1項の規定による贈与により取得した農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受ける農地等について、農業経営を引き続き行っていることの証明願いがあったもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、現地を確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により証明いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

37ページから39ページの報告第39号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したため、同

要領第18条の規定により報告するもので、今回は7件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号5番、及び番号7番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第39号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第6回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時40分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年6月12日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 原 田 雅 之